

平成 22 年度審議案件の許可更新に関する報告

【審議案件】

- 東久代公園（川西市）
- 猪名川第3・第4運動公園（伊丹市）
- 神津運動広場（伊丹市）

【報告案件】

- 天王宮児童遊園地（川西市）
- ★ 本案件については審議は行なわれたが、今後、変更の申請が行われる予定。

個別占用案件のカルテ

東久代公園（川西市）

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の 利用形態	円路：総延長 3,763m 広場：自由広場 1カ所、休養広場 2カ所 運動広場：野球場 1面、球技場 1面、テニスコート 5面		
占用面積	71,760.15㎡	付帯施設 等	バックネット 4基、防球ネット、ベンチ 31基、トイレ 2基、日除けテント 8基、その他
許可の 経緯	<当初許可> 昭和 49年 3月 1日 <前回更新許可> 平成 20年 4月 1日 <許可期限> 平成 23年 3月 31日		利用者数 ・ 団体数
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・ 上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占有している猪名川第1第2運動公園と接しています。 ・ 下流側の低水護岸部においてレキ河原再生工事の河道掘削が行なわれ、オギの再生が試みられています。 		
関連諸計画における 占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第4次川西市総合計画後期基本計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・ 「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。 ・ 兵庫県の川西市地区で「東久代公園」を広域防災拠点（広域輸送拠点）として計画中であり、緊急物資、復旧用資機材等をはじめ、救援・復旧活動要員や地域内外からの物資の集配・配送等の整備を予定しています。 		
その他 特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>(必要性、代替性)</p> <p>東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和 49 年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。</p> <p>年間の利用者数は、有料施設だけで 83,156 人(平成 21 年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。</p> <p>現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。</p> <p>また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している 70,000 m²もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。</p> <p>今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。</p>		
管理状況	<p>(施設管理)</p> <p>平成 21 年度から 5 年間、公募により(財)川西市体育・スポーツ振興事業団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員 2 名と受付業務等を行なう職員 1 名が常駐し、管理運営にあたっています。</p> <hr/> <p>(不法占用)</p> <p>本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置する等、是正指導をおこなっています。</p>		
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>無料の「公園」スペースでは、24 時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。</p> <p>なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること <p>また、禁止行為を下記のとおり定めています。</p> <p>①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること</p> <p>⑥公園その用途以外に使用すること</p> <hr/> <p>(駐車場)</p> <p>無料駐車場 87 台を設置しています。</p>		
前回審議の意見		前回審議	意見の対応
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>指定管理者において、随時、除草作業や清掃作業を行なっています。</p> <p>平成 21 年度に猪名川河川事務所においてレキ河原再生工事が実施され、オギの再生が試みられていることから、今後、本市管理区域内においてもそれらの保全に関して配慮いたします。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>環境啓発の一環として、引き続き占用区域と周辺の清掃を実施いたします。また、環境啓発看板を設置し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図る検討をしております。</p>		
安全への配慮	<p>河川洪水時の対策として、占用物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。</p>		

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		変更後の 占用内容	
変更要望の内容			
内容変更の 必要性			
変更の規模	m ²		
変更場所 の範囲図		管理 体制	
占用内容 変更による 河川環境への影響			
占用内容変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み			
その他 特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が生育している。 占用地付近ではヌマガエル等の両生類、トカゲ、アオダイショウ等の爬虫類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、モツゴ、ニゴイ、カワヨシノボリなどの魚類、テナガエビ、モクズガニなどの甲殻類が確認されている。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリや、カヤネズミ、セッカが確認されている。 占用地前面の数カ所に礫質の河原が見られる。 占用地付近では河原を利用するイソシギが確認されている。 占用地付近の小型陸生草本群落ではヤガミスゲが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ、セッカ等の生息地となっている。 占用地周辺では川岸の草地に生育するヤガミスゲが確認されている。 河原はイソシギ等の鳥類の利用地になっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 10m～60m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。 占用地とツルヨシ群落との間には芝生、チガヤ、メヒシバなどの小型陸生草本群落、クズなどのつる植物群落、クワモドキなどの外来の大型草本群落、オギなどの在来の大型陸生草本群落、エノキ、センダンなどの樹木がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 3.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリ、カヤネズミ、セッカ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地間の小型陸生草本群落や樹木、オギ群落も緩衝帯として保全する。小型陸生草本群落はヤガミスゲの生育環境としても保全する。 外来種のクワモドキ、つる植物のクズなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引きおこしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0Km+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事であり、水辺に親しみやすい場づくりなど、管理者も一緒に取り組んで行くべきである。
- B) 「関連諸計画における占用地の位置付け」の項目で、生物多様性や環境教育などの書き方が弱い。多様な生き物がすめる自然環境に配慮する、環境教育に使っていく、というような言葉も入れて計画を位置づければ、本当に川らしい利用の仕方になっていく。
- C) 管理用道路近傍のオオブタクサなどは、大きく生長する前であれば除去が簡単なので環境教育の一貫でできるよう検討していただきたい。
- D) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
- E) 生物多様性保全という用語を入れて、運動公園の機能だけでなく、今後は生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここを活用していくという方向をきっちり守って管理していただきたい。
- F) 占有者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占有者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占有者と方策を検討する。

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

④看板（占用標示板）

河川土地占用標示板	
発受けた者の 所 氏名	川西市
可年月日及び 可 番号	平成20年2月6日 国近整備占調河占第108号
目 的	公園（東久代公園）
場 所	兵庫県 川西市東久代1丁目 地先 右岸 8.0 K+100m～8.6K
占用面積	71,760.15㎡
占用期間	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
河川管理事務所名	国土交通省近畿地方整備局 播磨川河川事務所 国田出張所 (06-6493-1281)

平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その1（河原）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その2（ツルヨシ群落）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧護岸横の芝生



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（メヒシバ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+100m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	-------------------

⑫樹木（エノキ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬オギ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

個別占用案件のカルテ

猪名川河川敷緑地【第3・第4運動公園】（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の利用形態	グラウンド3面（猪名川第3・第4運動公園） 第3公園は、A Bの2面のグラウンド有り		
占用面積	27,118.34㎡	付帯施設等	サッカーゴール（可搬式）12基 ベンチ（可搬式）22基 植栽（アベリア）2,544本
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用者数 ・ 団体数	平成17年度 79,010人 平成18年度 55,805人 平成19年度 93,730人 平成20年度 95,705人 平成21年度 105,625人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・ 上流側（北部）は、雑草が茂っている状態となっている。 ・ 下流側は桑津橋に隣接しており、橋の下流側に本市が占有している神津運動広場がある。 ・ 隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設及び民家が密集している。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれを生かし、水と緑のネットワークを形成（公園緑地の整備）する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・ みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・ 地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和58年3月16日に占有許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球に利用している。また、幼稚園児～小学生低学年を対象とした野球、サッカー教室を開催している。 ・ 近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。 		

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く市民から寄せられていた。これを受け、昭和52年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m²。当運動公園を含む河川敷占有範囲面積は、57,477 m²と全体の約 66.9%となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に32年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めたとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日からは、指定管理者(株)ミズノを中心とする3社連合体により、利用者調整、施設整備等(毎週2回の清掃、整備)を行っている。 利用団体である伊丹市軟式少年野球連盟の少年及びコーチ、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、教室等にて一部利用している。夏休み等の長期休暇中は、ほぼ利用されている。 第3A、第3B、第4の3面あるグラウンドは、一般の団体が希望日を申込み(希望が重複した場合は抽選)にて利用している。 		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者にて、毎週2回、グラウンド整備及び清掃を実施している。 毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 毎年2回指定管理者による除草作業を実施している。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川冠水時対策として、サッカーゴール等、年一回、撤去訓練を実施している。 		

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

3. 占用目的の変更

(占用者作成)

変更前の占用目的			変更後の 占用目的	
変更要望の内容				
目的変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理 体制	
占用目的 変更による 河川環境への影響				
占用目的変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km~6.6k-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂している。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。 占用地付近ではヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、トカゲ等の爬虫類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。 占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。 占用地の対岸には礫質の河原やワンドがみられる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。 対岸の河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっている。 対岸のワンドは魚類やカエル類、カメ類等の生息地となっている可能性が高い。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 10m~60m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物が確認される。 占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはヨモギ等の小型陸生草本群落、クズ等のつる植物群落、セイバンモロコシ等の外来の大型陸生草本群落がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 3.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の下流側の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。また、これらの群落と占用地間の小型陸生草本群落も緩衝帯として保全する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6k-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B) 川が本来はどういう場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C) 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの管理の中で検討いただきたい。
- D) 住民の方と一緒に考えてつくるといような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
- F) 占有者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占有者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占有者と方策を検討する。

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6k-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------

① 占用区域全景（上空から望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km~6.6k-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------

④看板（占用標示板）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥看板（ゴミ捨て禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧水際の植生その 1（ツルヨシ群落）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（ヨモギ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2km～6.6k-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------

⑩クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイバンモロコシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑫対岸の河原とわんど



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

個別占用案件のカルテ

神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
			
現在の 利用形態	グラウンド2面		
占用面積	17,454.54㎡	付帯施設 等	バックネット(可搬式)54基 案内板(可搬式)1箇所 危険防止札(可搬式)3個 塁ベース(可搬式)8箇所
許可の 経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 平成20年4月9日 <許可期限> 平成23年3月31日	利用者数 ・ 団体数	平成17年度 27,383人 平成18年度 19,788人 平成19年度 23,738人 平成20年度 31,912人 平成21年度 33,789人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の 土地利 用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・ 占用範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・ 上流側(北部)に桑津橋隣接しており、橋の上流側に本市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動公園)が隣接している。 ・ 下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・ 隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場、マンション等が密集している。 		
関連諸 計画に おける 占用地 の位置 付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水と緑のネットワークを形成(公園緑地の整備)する。市民が水に親しめる空間を整備する。河川敷などに生涯スポーツの場、レクリエーションの場を整備するとしている。 ・ みどりの基本計画では、公園緑地、河川や水路、街路樹などにより、水と緑のネットワークを形成する。猪名川では生き物の生息環境として、河川の自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所として野草広場や親水護岸を整備するとしている。 ・ 地域防災計画では、1次避難所として位置づけている。 		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和55年5月10日に占有許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が少年野球、一般野球に利用している。 ・ 近年では平成16年に冠水した。本市のスポーツ施設のひとつと位置づけられており、市民から早期の回復要望があり同年度内に復旧した。また、平成21年度、一部冠水したが早期の回復要望があり直ちに復旧した。 		

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし、既に市街地の概成された本市では、運動施設を設置するのが難しい状況であった。そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられていた。これを受け、昭和 52 年より地域住民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。(市体育施設の屋外施設面積計 85,959 m²。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は、57,477 m²と全体の約 66.9%となっている。)</p> <p>この運動公園設置以来、既に 32 年を経過しており、ここで少年野球をしていた選手が現在、プロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせないグラウンドとなっている。</p> <p>また、河川敷緑地について「みどりの基本計画」に定めたとおり、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として供用している。</p>		
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 少年野球チームと一般野球チームが利用調整会議を作成し、自主的に運営している。利用者調整、施設整備等(毎週2回の清掃、整備)を行っている。 利用団体である少年及びコーチ、保護者が毎年7月に河川一斉清掃の一環としてこの場所の除草作業、ゴミ集めを実施している。 		
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は、午後の時間帯に主に少年野球が練習に利用している。 		
前回審議の意見		前回審議意見の対応	
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 利用者団体が、使用するたびグラウンド整備及び清掃を実施している。 毎年、利用者団体による自主的な除草、清掃作業を実施している。 毎年2回指定管理者による除草作業を実施している。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川冠水時対策として、ネットフェンス等設置物は可搬式にしており、年一回、撤去訓練を実施している。 		

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m ~ 6.2k-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------------

3. 占用目的の変更

(占有者作成)

変更前の占用目的			変更後の 占用目的	
変更要望の内容				
目的変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理 体制	
占用目的 変更による 河川環境への影響				
占用目的変更後に おける 環境保全に向けて 申請者の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地の前面水域は底質が砂礫・礫質の淡水域で、川岸にはツルヨシ等の大型抽水植物が繁茂しており、ヤナギ類も生育している。 占用地付近ではヨシ原等の高茎草本群落で繁殖するオオヨシキリやカヤネズミが確認されている。 占用地付近ではトノサマガエル、ヌマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、カナヘビ、シマヘビ等の爬虫類、コウベモグラ等のほ乳類が確認されている。 占用地付近の水域では、ギンブナ、オイカワ、ニゴイ、カワヨシノボリ等の魚類や、テナガエビ、モクズガニ等の甲殻類が確認されている。 占用地前面の数カ所に礫質の河原が見られる。 占用地付近では河原を利用するイカルチドリが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 川岸沿いに広がるツルヨシ等の大型抽水植物群落は、これらに依存するオオヨシキリやカヤネズミ等の生息地となっている。 河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離：約 6m~100m 水際にはツルヨシ等の大型抽水植物やヤナギ類が確認される。 占用地からツルヨシ群落や水域までの間にはクワモドキ等の外来の大型陸生草本群落、クズ、カナムグラ等のつる植物、メヒシバ等の小型陸生草本群落、セイタカヨシ等の大型陸生草本群落がみられる。また、特定外来生物のアレチウリや、外来の低木であるトウネズミモチも見られる。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 2.5m</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地周辺の川岸沿いに分布するツルヨシ等の大型抽水植物群落は、オオヨシキリやカヤネズミ等の注目すべき種の生息環境となっているため、可能な限り保全する。 河原はイカルチドリ等の鳥類の利用地となっているため、可能な限り保全する。 特定外来生物のアレチウリや外来種のクワモドキ、トウネズミモチ、つる植物のクズ、カナムグラなどは、在来の植物の生育を阻害したり、花粉症を引き起こしたりするため、可能な限り駆除する。 利用範囲認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用区域内での利用の遵守や環境保全への意識向上を図る。 環境啓発の一環として利用施設周辺の清掃を行う。 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	-----------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- B) 川が本来はどのような場所なのだということについて、チェックリストに書いてあることや、スポーツをする人にきっちり伝えていくような啓発看板などで、意識を少しずつ変えていくようなことも検討していただきたい。
- C) 裸地が連続しているので、境界のところの横断線を自然緑化する、というデザイン的な配慮を、これからの管理の中で検討いただきたい。
- D) 住民の方と一緒に考えてつくるといような動きがあり、ここの公園でも一緒に考えてつくれるように地域の参加を促進していただきたい。
- E) 公園利用のために除草・清掃作業をしているが、占用区域周辺についても自然環境保全・再生のために、どういう形で除草や清掃ができるかを、もう少し考えていただきたい。(草の刈り方の工夫、管理区域の拡大など)
- F) 占有者、利用者、河川管理者、市民が望ましい川についての話合いの場をもつなど情報共有し、川づくりに参加していくことが望ましい。また、川らしいあり方に関する看板等をはじめとした広報を実施していくべきである。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・更新を許可した。
- ・許可期間 は5年とした。
- ・従前の許可条件に以下の条件を付した。
「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと」
- ・自然環境保全・再生のための占用区域周辺の管理のあり方については、占有者と協議する。
- ・川らしい利用のあり方の情報共有等は占有者と方策を検討する。

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

① 占用区域全景（上空からを望む）



② 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

③ 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

④看板（占用標示板）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑤看板（ゴルフ禁止）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑥水際の植生その 1



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑦水際の植生その 2（ツルヨシ群落）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑧河原



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑨小型陸生草本群落（メヒシバ等）



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑩クワモドキ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑪セイタカヨシ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0k-54m~6.2k-68m 及び 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------------

⑫クズ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑬カナムグラ群落



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑭アレチウリ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

⑮トウネズミモチ



平成 22 年 9 月 22 日 撮影

利用状況



平成 22 年 8 月 7 日撮影

個別占用案件のカルテ

天王宮児童遊園地（川西市）

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	河川改修工事に伴い一時閉鎖中 (平成9年4月1日まで散水栓、ブランコ2基、すべり台1基、鉄棒5間、タイヤ埋め込み、防犯灯1基)			
占有面積	47.15 m ² (河川工事以前の平成9年4月までは890.5 m ²)	付帯施設等	散水栓 (平成9年4月1日までブランコ2基、すべり台1基、鉄棒5間、タイヤ埋め込み、防犯灯1基、フェンス143m)	
許可の経緯	<当初許可> 昭和44年10月30日 <前回更新許可> 平成20年1月8日 <許可期限> 平成25年3月31日	利用者数・団体数	平成9年4月1日から河川改修工事に伴い現在まで一時閉鎖中です	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地			
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 占用地は「川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例」により位置づけられており、猪名川と加茂水路、絹延橋とに囲まれた位置にあります。絹延橋付近は、池田市域を含んでいます。 猪名川右岸側は、第二種住居地域が広がっています。また、左岸側は、池田市域で、国道173号線、阪神高速道路池田線が走っています。 河川改修に伴い、絹延橋の付け替え、猪名川堤外地の河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備が行なわれています。また、既存の水際植物(ツルヨシ)の保護、水際植物の移植も試みられています。 			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次川西市総合計画後期基本計画」では、公園改良事業として安全で誰もが安心して利用できる、地域の実情に応じた天王宮児童遊園地を整備する位置づけになっています。 「川西市緑の基本計画」では、猪名川水系の河川を親水性のあるネットワークとして位置づけしています。幹線道路や河川沿いに遊歩道を配し、多くの市民が身近に緑と水を体験できるレクリエーションの場を結ぶネットワークの形成に努めることになっています。また、猪名川水系の川沿いに桜並木を整備すると共に、河川利用に際しては、河川改修計画との整合を図り、自然環境に配慮したものとすることになっています。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年10月から天王宮児童遊園地として890.5 m²を占有していましたが、平成9年4月から河川改修工事により、施設を撤去し一時閉鎖をしています。現在の占有面積は、47.15 m²です。 平成23年度に河川改修工事完了に伴い、天王宮児童遊園地として1,009.15 m²を占有変更して整備を行なう予定をしています。 			

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

2. 施設の現状


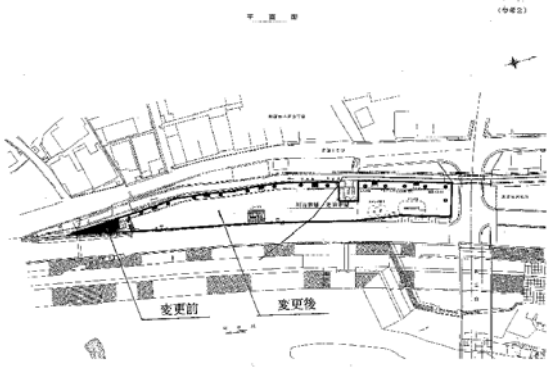
(占用者作成)

占用の 必要性	<p>(必要性、代替性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るために、昭和44年から児童遊園地として占用して、地域の子どもたちに利用され地域に親しまれてきました。周辺には絹延町児童遊園地(381㎡)しかなく、地域にとっては重要な位置づけになっています。 近年、児童に限らず、広い年齢層に利用できる整備が求められ、ますます重要な役割が求められています。 		
管理状況	<p>(施設管理)</p> <p>管理者において、年3回の除草作業を、日常施設点検を毎月、遊具の定期点検を年1回、ゴミ回収行なう計画です。地元自治会による管理協力を得て、日々の清掃、施設の点検等を実施しています。</p> <hr/> <p>(不法占用)</p> <p>不法占用はありません。</p>		
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>24時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。現在は、散策を中心に河川管理用通路と共に利用されています。整備計画では、ベンチ等を設置予定であり、散策の休憩、各種行事利用等の活用が見込まれます。</p> <p>利用ルールは、「川西市児童遊園地の設置及び管理に関する条例」により、次の各号に掲げる行為をしてはならないとし、あらかじめ許可を受けた場合は、この限りでないとしています。</p> <p>1) 遊園地を損傷し、又は汚損すること。(2) 土地の形質を変更すること。(3) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。(5) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。(6) 興行を行うこと。(7) 集会、その他これに類する催しをすること。(8) 前各号に掲げるもののほか、(1) 禁止された区域内で、野球その他公衆に危害を及ぼすような行為をすること。(2) 遊園地内で畜類を放すこと。(3) 遊園地の管理又は利用に支障がある行為をすること。</p> <hr/> <p>駐車場なし</p>		
前回審議 の意見		前回審議意 見の対応	
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>占用において、年3回の除草作業や月1回の日常点検、年1回の定期点検、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p>		
安全への 配慮			

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容	天王宮児童遊園地 当初占用面積が 890.50㎡ 河川工事に伴い47.15㎡		変更後の 占用内容	天王宮児童遊園地 占用面積が 1,009.15㎡ (川西市域 652.25㎡ 池田市域 356.90㎡)
変更要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年から河川占用許可(890.50㎡)を得て、天王宮児童遊園地として利用してきました。猪名川河川改修工事完了に伴い、絹延橋南側に約1,000㎡の用地を利用して遊具、植栽等の整備を行なう計画です。 			
内容変更の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の最も身近な役割がある児童遊園地には、広い年齢層に利用できる整備が求められています。河川改修工事完了に伴う再整備につきましては、地元自治会との合意形成を図りながら、河川管理者と協議を重ね、従前の規模程度を確保し、地域住民の利用促進を図るために整備を行ないます。 			
変更の規模	1,009.15m ² 緑化ブロック1式、パーゴラ1箇所、すべり台1基、スウィング遊具2基、 背のばしベンチ1基、ベンチ5基、植栽高木14本、公園灯3基、散水栓3箇所 手洗い1箇所、フェンス120m			
変更場所 の範囲図			管理体制	管理者において、年3回の除草作業、 日常施設点検を毎月、遊具の定期点 検を年1回及びゴミ回収行なう計画 です。地元自治会による管理協力を 得て、日々の清掃、施設の点検等 を実施しています。
占用内容 変更による 河川環境への影響	河川整備に伴う工事後、児童遊園地を設置するので、外来種の繁茂はありません。外来種の繁茂防止対策も兼ねて除草の頻度を年間3回は実施するよう計画しています。植栽についても、サクラ、ウメ、モミジ、ヒラドツツジで計画していますので、河川環境への影響は少ないと考えています。			
占用内容変更後における 環境保全に向けて 申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 猪名川堤外地の河床浚渫、わんど整備、渡河施設の整備、既存の水際植物(ツルヨシ)の保護、移植等につきましては、地元自治会と、河川管理者との合意形成を経て実施されているため、今後の環境保全活動においても、協議調整を行ない取り組んでいきます。 「川西市緑の基本計画」に基づき、より身近な河川となるように堤外地の水際植物等の観察、水を体験できるレクリエーションの場を結ぶネットワークの拠点のひとつとして位置づけします。また、サクラを植栽します。 外来植物の繁茂を防止するために、年3回の除草を行なうと共に、地元自治会の管理協力による日常の清掃活動、日常点検を行ないます。 			
その他 特記事項				

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は堤防裏の小段に位置し、堤防法面や小段は主にシバやエノコログサなどの低茎草地となっているが、一部セイタカアワダチソウやコセンダングサなどの外来植物群落が見られる。 ・占用地の堤内側には水路が流れているが、水路の両岸は高さ 2m 程度の垂直コンクリート護岸となっている。 ・現況の公園の法面にはツツジ等が植栽されている。 ・当該占用地の前面水域は、床固めによる湛水域で、底質は砂泥となっている。 ・占用地付近の水際はコンクリート護岸となっている部分が多いが、寄り洲やワンドも見られ、寄り洲にはツルヨシやイグサなどの水際植物やヤナギ類などがみられる。また、やや下流側には小規模な礫河原も見られる。 ・絹延橋付近は道路改良工事が行われている。 ・占用地付近ではアオダイショウ、ヤモリ等の爬虫類が確認されている。 ・占用地付近では河原を利用するイカルチドリ、イソシギ、冬季にやぶ等に渡来するアオジ等が確認されている。また、湛水域でカイツブリ、床固め上でハクセキレイがみられた。 ・占用地の対岸の水際ではカワヂシャが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・寄り洲やワンドは、カワヂシャなどの水際植物の生育地、鳥類、両生類などの生息地・利用地になると考えられる。 ・礫河原はイカルチドリ、イソシギなどの利用地となる可能性がある。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離：約 20～30m ・堤防の堤内側法面はシバなどの低茎草地、植栽されたツツジ類、外来種のコセンダングサ群落など、天端は砂利道、堤防の堤外側法面はコンクリートとなっている。 ・高水敷は裸地やシバ群落、低水護岸はコンクリート護岸となっている。 ・水際にふとん箆を設置して、小段を形成している部分もあり、小段上には、ツルヨシ、アキノエノコログサや、外来種のアメリカセンダングサ、アレチハナガサなどが生育している。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約 4.5m (堤防天端との高低差：約 1m 堤防天端と水面との高低差：約 5.5m)</p>
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は堤内側にあり、堤防と水路、道路などによって囲まれた孤立した環境であるため、河川環境との関わりは少ないと考えられる。 ・堤防の法面や水路の対岸の除草管理があまりされていないところでは、セイタカアワダチソウなどの外来種の繁茂が見られることから、占用地内周辺での外来種の繁茂を防止するため、除草管理を十分に行う。 ・占用地に樹木等を植栽する場合は、周辺環境に逸出する可能性がある外来種を用いない。 ・利用者（子ども）が川の環境について学ぶことができる、川らしい植物を植栽する。

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

- A) 河川周辺に立地する特性を活かした遊園地となるように配慮いただきたい。
- B) カワラナデシコ、フジバカマなど川らしい植物や、猪名川を代表する樹種としてエドヒガンを選定するなど、猪名川らしい植栽計画を立案されたい。
- C) 子どもが種まきに参加するなど、住民参加型の公園づくりを進めていただきたい。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

- ・ 8月22日時点で未申請。
- ・ 植栽計画については、占用申請にあわせて今後占用者と協議を行う。

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

① 占用区域全景（下流端から上流を望む）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

② 占用区域全景（上流端から下流を望む）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

③看板（占用標示板）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

④看板（マナー呼び掛け）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑤ 占有地の植生その 1（シバ等）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑥ 占有地の植生その 2（コセンダングサ等）



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑦ ツツジ類植栽



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑧ 水路



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑨ 猪名川



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑩ 床固め



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

⑪寄り洲とワンド



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑫ツルヨシ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑬礫河原



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑭絹延橋付近の工事



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑮カイツブリ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑯ハクセキレイ



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑰堤防天端



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

⑱堤防堤外側法面・高水敷・低水護岸



平成 23 年 1 月 20 日 撮影

番号	01003	占用目的	児童遊園地	許可受者	川西市	場所	右岸 11.4K+130m
----	-------	------	-------	------	-----	----	---------------

⑩低水護岸下の小段



平成 23 年 1 月 20 日 撮影